

議 事 録

会 議 名	令和6年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年11月25日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 6番 三澤 伸喜 7番 相田 孝 <div style="text-align: right;">計7名</div>		
欠席委員	1番 大久保泰明		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第1 非農地証明願について 日程 第2 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第3 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和6年第11回定例総会を開会いたします。欠席委員は、1番です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名人に、2番と3番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、非農地証明願について、議案番号57号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号57号を朗読）</p> <p>（説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地区にある調整区域内農地2筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成19年から車の販売店及びトラック駐車場であります。現在の所有者は平成7年に土地を相続し、そのまま使っていましたが、農地転用の手続きをしていないことが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。すでに地面にはアスファルトを打たれており、販売店の建物もあることから農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である私8番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明いたします。</p> <p>会 長：産業道路沿いの自動車販売店の建物になります。現地確認の結果、仕方がないと判断しました。</p> <p>会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（委員より意見、質問なし）</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号57号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号58号を上程いたします。事務</p>		

局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号58号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり田端地区にある調整区域内農地2筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも昭和44年から鶏舎であります。現在の所有者は令和4年に相続により当該農地を取得しています。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は第1種農地ですが、すでに地面にはアスファルトを打たれており、鶏舎の建物もあることから農地への復元が難しいと県の職員同行による確認も取れており、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：続いて、担当地区農業委員である7番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日事務局と土地を見てきましたが、相当前から鳥も飼っておらず、そのまま放置されてきたので、農地への復元は難しいと考えます。周囲の人に聞いたところ、このまま放置していると草だらけで大変なことになるかもしれないとのことでした。また、他の農地への影響もないと思われるので承認してよいかと思えます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（5番挙手）

5 番：この土地は雑種地になるということでしょうか？

事務局：この土地については、農地転用ではなく非農地証明なので、今後の利用については書類の提出を求めることはないため、不明です。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号58号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号59号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号59号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり岡田地区にある調整区域内農地3筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成8年から社会福祉施設の敷地であります。当該施設は昭和46年に茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町が広域行政の一環として設立しましたが、老朽化が著しいこと、バリアフリー対応ができていないことなどから本館部分の建替えをすることとなりました。建替えの手続きを進める中で、地目が農地のままととなっている土地があることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われまますので、非農地証明交付はやむを得ないとしました。

会 長：本件につきましては、字としては岡田ですが、湘風園関係の案件であることから1番と現地調査を行いました。1番は本日ご欠席のため、私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：完全に湘風園の前の道路の一部となっていました。農地に復元するのは限りなく不可能だと考えます。

	<p>会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号59号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第2、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号121号から127号の7件、日程第3、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号128号から132号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり7件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり5件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和6年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和6年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子イツ子

議事録署名人 市川 幹雄

本議事録は、令和6年12月25日、承認・署名を得て確定しました。